

令和3年9月玉川村議会定例会

議事日程（第1号）

令和3年9月10日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長の提案理由の説明

出席議員（11名）

1番	須藤安昭君	2番	林芳子君
3番	小針竹千代君	4番	石井清勝君
5番	渡邊一雄君	6番	小林徳清君
7番	大和田宏君	8番	飯島三郎君
9番	西川良英君	11番	塩澤重男君
12番	須藤利夫君		

欠席議員（1名）

10番 三瓶力君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 溝井康夫 主 事 大野恵美

説明のため出席した者の職氏名

村 長	石森春男君	副 村 長	須釜泰一君
教 育 長	鈴木文雄君	総 務 課 長	須釜信一君
企画政策課長	小針武彦君	住民税務課長 兼会計管理者	車田ヨシ子君
健康福祉課長	曲山知賀子君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	塩田 敦 君
地域整備課長	須田潤一君	教 育 課 長	坂本 敬 君
公 民 館 長	高林浅輝君	遊 水 地 対 策 室 長	溝井浩一君

◎開会の宣告

○議長（須藤利夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11人であります。

欠席通告議員は、10番、三瓶力君です。

定足数に達していますので、令和3年9月玉川村議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（須藤利夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（須藤利夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須藤利夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

1番 須藤安昭君

2番 林芳子君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須藤利夫君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの7日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月16日までの7日間に決定いたしました。

◎村長の提案理由の説明

○議長（須藤利夫君） 日程第3、村長の提案理由の説明を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 皆さん、おはようございます。

虫の音に秋の気配を感じられる季節になりました。

本日ここに、令和3年玉川村議会9月定例会を招集しましたところ、議員の皆様には公私ともに何かとご多忙の中、ご参集いただき誠にありがとうございます。

当面する重要な議案を提出いたしましたので、以下、そのあらましについてご説明いたしますが、それに先立ち、新型コロナウイルス感染症に対する政府や県の動きと本村の取組、村政に関する当面の諸課題等について、所信の一端を述べさせていただきます。

政府は、8月25日の新型コロナウイルス感染症対策本部の会議において、北海道など8道県への緊急事態宣言の追加発令と、高知など4県へのまん延防止等重点措置の追加の適用を決定しております。期間は、いずれも9月12日までとしており、対象地域には病床確保などの医療提供体制の強化を求めています。引き続き厳しい状況が見られることから、昨日の新型コロナウイルス感染症対策本部の会議において、大都市圏などにおける宣言期間を今月末まで延長することが決定されました。

一方、福島県では、8月8日から8月31日までの間、全県を対象に福島県非常事態宣言を発出し、不要不急の外出自粛及び酒類を提供する飲食店などの営業時間短縮等を要請すると

ともに、いわき市及び郡山市、福島市に対してまん延防止等重点措置を実施しましたが、新規陽性者数にも歯止めがかからない状況が続いており、いつ感染の急拡大が起きてもおかしくない状況にあります。

また、隣県においても、緊急事態宣言区域が茨城県、栃木県、群馬県に加え、宮城県が追加されるなど、本県を取り巻く環境は予断を許さない状況となっております。

こうした状況を踏まえ、3市のまん延防止等重点措置を9月12日まで実施するとともに、3市を除く56市町村における県独自の集中対策についても、同様に9月12日まで延長いたしました。状況の大幅な改善が見られないとして、昨日の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、今月末までの延長を決定したところであります。

本村においては、今年の3月19日に7例目が確認されて以降、しばらくの間、新規陽性患者の発生はありませんでしたが、7月30日に8例目が確認されて以降、9月8日までに6名の陽性患者が確認されております。また昨日、複数名の陽性患者報告があり、本日4名という発表がされることとなっております。

村といたしましても、これらの状況や県の非常事態宣言の発出、さらには県独自の集中対策を重く受け止め、予定していた幾つかのイベントや行事、大会等について、村民の皆さんなどの安全性などを考慮し、やむなく中止や延期、縮小など、苦渋の決断をさせていただいたところであります。

今後も不要不急の外出の自粛や旅行、帰省など、特に県境を越えるものの原則中止、加えて感染リスクの高い行動を控えるなどの感染拡大防止対策を継続することが必要であり、改めまして周知徹底を図ってまいります。

また、新型コロナワクチン接種につきましては、65歳以上の方と、64歳以下から50歳以上の方については集団接種により接種を行い、現在はこれらの方で未接種の方及び49歳以下から12歳以上の方について小規模集団接種等により接種を進めております。

今後も住民の皆様に寄り添いながら、丁寧に進めていくこととしております。

次に、阿武隈川上流遊水地群整備計画についてであります。私は阿武隈川流域については、これまでも台風や大雨などにより甚大な被害を受けてきており、今後も懸念される水害の激甚化、頻発化に備えるためにも、しっかりした治水対策を具体的に進めていく必要があります。その対策を進めるに当たっては、今般の遊水地群整備計画も含め、村民の皆さんの思いや考えをしっかりと伺いし、その意向を尊重して進めることが重要であると考えております。

このようなことから、村としても、5月に国から示された遊水地群整備計画に対して、村

民の皆さんの相談に応じ、意見をお聴きしながら意向をまとめるとともに、国など関係機関との調整等をはじめ、課題の一つ一つに適時的確に対応していくため、8月1日付で地域整備課内に遊水地対策室を設置して、専任の室長等を配置するなど、体制を整えたところであります。

今後は、さらにプロジェクトチームを早急に立ち上げ、庁内一丸となって取り組んでいくこととしております。

次に、村民懇談会についてであります。各区長・組長等をはじめとする地域の皆様のご協力をいただき、徹底した新型コロナウイルス感染症防止対策を取った上で、6月22日から7月14日の日程で、村内11行政区等において開催し、214名という多くの方々にご出席を賜り、たくさんのご貴重なご意見等を拝聴することができました。

今後は、懇談会の中でいただきましたご意見やご要望などを取りまとめ、対応策などの確認を行い、各行政区へ回答するとともに、早急に対応すべきものについては迅速に対応していくこととしております。

次に、人口減少対策の一環として村が取り組むプロジェクトについてであります。第6次玉川村振興計画後期基本計画や第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、交流人口と関係人口の拡大に向け、村民の皆さんのご意見等をお聴きしながら、幾つかの事業を推進しております。

その一つであるたまかわ観光交流拠点施設、森の駅 y o d g e につきましては、皆様のご協力の下、去る7月18日にオープンし、テレビ、新聞等の報道機関や雑誌などにも取り上げていただき、多くの皆様から注目をされております。現在は、新型コロナウイルス感染症の影響により、首都圏からの来客は想定より少ない現状ではありますが、郡山市や須賀川市をはじめ、近隣の方々に多く来場いただいております。

玉川村に訪れる方を増やししながら、地域を知っていただき、興味を持ってもらうことで将来的な移住につなげ、人口減少対策の一翼を担うことが最大の目的でもありますので、引き続き広報活動等に力を入れ、交流人口の拡大を目指し取り組んでまいります。

次に、玉川村乙字ヶ滝かわまちづくり計画に基づく（仮称）複合型水辺施設の整備事業につきましては、こちらも同様に交流人口の拡大に向けた事業として、今年度は施設改修に向けた基本計画の策定や、民間事業者の導入に向けた市場調査、建物の現況調査、整備手法の検討等を現在進めており、来年度からの民間事業者参入につなげていけるよう準備をしているところであります。

去る8月11日に、旧乙字亭の設計者である建築家の隈研吾氏が現地視察のため来村し、今後の活用方法等も含め意見交換を行い、縁側のような空間で自然と融合するという隈氏の原点、基礎にもなっている施設であり、ロケーションをうまく生かし、自然に癒やされたいというニーズに応えられるような建物に生まれ変わってほしいという意見や応援したいという言葉もいただいたところであり、可能な協力も要請しながら、今後の検討に活かしてまいりたいと考えております。

現在の新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、住民の皆さんを集めての協議会や説明会、ワークショップの開催などは困難な状況にあります。時期を見ながら開催し、幅広くご意見を伺ってまいりたいと考えております。引き続き、国土交通省、県との連携を図りながら、事業展開を図っていくこととしております。

次に、すがまプラザにつきましては、本年7月31日をもって須釜支所を閉所し、8月1日より旧須釜中学校校舎内に須釜行政センターを設置いたしました。今後、行政機能も一層充実させ、村民の皆様の利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

以前にも述べましたとおり、すがまプラザについては、コワーキングスペースやサテライトオフィスの誘致による「職」、校庭を活用した住宅誘致による「住」、体育館や特別教室を活用した「遊」や「学」の場とする複合型の拠点施設として整備していくこととしております。

今定例会に議案を提出いたしました。内閣府の地方創生テレワーク交付金を活用し、施設の改築設計及び施工業務を、設計・施工一括発注方式、いわゆるデザインビルド方式により必要な整備を実施していくこととしております。また、室内の通信環境については、総務省の情報通信利用促進支援事業費補助金を活用し、整備していくこととしております。

都市部を中心にサテライトオフィス誘致を展開しながら、サテライトオフィスで進出してくる企業と、地域の課題や地元企業をマッチングさせ、進出企業が地域に必要とされ、根づく企業となれるよう支援してまいります。

一方、特別教室や体育館については、地域に開放していくこととしており、音楽室は音楽スタジオや撮影の場、技術室は木工体験や講習の場、家庭科室は料理教室や親子での交流の場とし、体育館はスポーツ推進の場とするなど、原則改修を行わずに、それぞれの教室の特徴を生かし活用してまいりたいと考えております。

さらには、玉川村体育センターを活用したBMXとスケートボードの屋内パーク実証実験や村内各所でのフォトスポットイベント、空港などと連携協力してのマウンテンバイク、ロ

ードバイク、イーバイクなどのレンタル事業の実証など一つ一つ実施しながら、玉川村を訪れる方、玉川村に興味を持つ方を増やし、玉川村のファンづくりの取組を推進してまいります。

次に、今年の稲作の生育状況であります。8月中旬から下旬にかけて降水量の多い日が続きましたが、気温は高く推移しており、生育は全体的に良好であります。今後も収穫に向けた水管理の指導や収穫適期を逃さないよう、周知等を図ってまいります。

一方、今朝の新聞には、JAの仮渡し価格が約2割から3割、昨年より下がるような報道がなされたところであり、これから収穫期を迎え、大変懸念されるところでもあります。

また、今年は春先の霜害、その後のひょう害、そして暴風害と、例年になく農作物の被害が発生しましたが、村単独の補助事業による資材代の一部補助や、県の補助事業を有効活用し、かかり増し費用の一部を補助するなど、樹勢回復と今後のブランド力の強化に向けた安定生産、品質確保を図ることとしております。

以上、当面の諸課題等について申し上げましたが、今後も安全で豊かな村づくりを推進し、村民一人一人が安心な日常生活が送れるよう各種施策に全力で取り組んでまいりますので、議員各位の引き続きのご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、令和3年9月玉川村議会定例会に提案いたしました議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず初めに、議案第53号 令和2年度玉川村上水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてであります。未処分利益剰余金582万7,473円のうち、200万円を減債積立金に、300万円を建設改良積立金に積み立て、82万7,473円を繰り越しする処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

また、令和2年度玉川村上水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するものであります。

決算の概要につきましては、収益的収入2億3,961万3,981円に対し、収益的支出2億2,363万7,294円であり、資本的収入1億1,664万6,630円に対し、資本的支出2億3,280万5,966円で、資本的収入が資本的支出に不足する額1億1,615万9,336円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,445万5,445円及び過年度損益勘定留保資金1億170万3,891円で補填しました。また、損益計算書においては、当年度純利益が394万3,662円となり、前年度繰越利益剰余金51万6,541円と過年度移行益136万7,270円を合わせ、582万7,473円の未処分利益剰余金となりました。

事業概要であります。給水戸数が1,857戸、給水人口が5,365人、年間配水量は61万5,020トンで、1日平均配水量は1,685トンとなり、前年度と比較して、年間で7トンの増となりました。

水道施設の整備につきましては、生活基盤施設耐震化交付金事業による配水管布設替工事や単独事業による配水管布設替工事及び農業集落排水事業関連配水管布設替工事を実施いたしました。

次に、議案第54号 玉川村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第55号 令和3年度玉川村一般会計補正予算（第3号）についてであります。今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億594万5,000円を増額し、予算の総額を47億26万9,000円とするものであります。

歳入の主なものは、地方交付税で1億7,364万9,000円、繰越金で2億8,684万7,000円をそれぞれ増額し、財政調整積立金等に係る繰入金で2億2,446万9,000円、臨時財政対策債に係る村債で3,283万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

また、歳出の主なものは、4月の人事異動に伴う給与等人件費の補正のほか、令和2年度決算に伴う歳計剰余金の財政調整基金への積立金等に係る総務費で1億8,927万8,000円、果樹産地強化対策事業等に係る農林水産業費で1,674万4,000円、村道維持補修工事等に係る土木費で1,120万8,000円、須賀川地方広域消防組合分担金等に係る消防費で1,121万1,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第56号 令和3年度玉川村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正は、令和2年度玉川村介護保険特別会計の歳入歳出決算が確定しましたので、その精算によるものです。

歳入歳出それぞれ1,441万4,000円を追加し、予算総額を6億9,504万3,000円とするものです。

歳入の主なものは、繰越金で877万3,000円増額するものであります。一方、歳出の主なものは、諸支出金で649万9,000円、基金積立金で791万5,000円増額するものであります。

次に、議案第57号 令和3年度玉川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正は、令和2年度玉川村後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算が確定しましたので、その精算による補正等であります。

歳入においては、繰越金で21万1,000円を追加いたしました。一方、歳出においては、繰出金で21万2,000円を追加し、予備費で1,000円を減額いたしました。その結果、歳入歳出それぞれ21万1,000円を追加し、予算総額を6,088万4,000円とするものであります。

次に、議案第58号 令和3年度玉川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正は、令和2年度玉川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算が確定したことによる補正をするものであり、歳入歳出それぞれ452万5,000円を増額し、予算の総額を3億2,129万7,000円とするものであります。

歳入においては、繰越金を452万5,000円増額し、歳出においては、一般管理費に係る修繕費を452万5,000円増額するものであります。

次に、議案第59号 令和3年度玉川村上水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正は、収益的収入及び支出に係る営業費用を補正するもので、収入の補正はなく、支出の水道事業費用に係る営業費用のうち、原水及び浄水費を250万円増額し、配水及び給水費を134万7,000円、総係費を115万3,000円減額するものであります。

次に、議案第60号 すがまプラザ「旧須釜中学校」改築事業設計・施工業務に係る契約の締結についてであります。令和3年8月30日に仮契約を締結したところであります。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、認定第1号 令和2年度玉川村一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。令和2年度の村財政運営につきましては、村民の皆様のご理解と議員各位のご協力により、「皆で支えあう福祉の村づくり」「環境にやさしい安全・便利な村づくり」「活力ある村づくり」「人を育む村づくり」「交流と協働の村づくり」をキーワードに諸事業を計画どおり実施することができました。

また、各特別会計においても予算内で事業が執行され、各会計とも黒字決算ができましたことに対し、議員各位に感謝を申し上げます。

決算につきましては、去る7月28日、29日、30日、8月2日の4日間、村監査委員の決算監査を受け、適正である旨のご報告をいただきましたので、議会の認定を求めるものであります。

一般会計歳入歳出決算の概要について申し上げますと、歳入については、各項目とも収入客体の的確な把握により、適正な財源の確保に努めた結果、歳入合計は71億1,643万4,656円となりました。

歳入の主なものは、地方交付税が20億419万6,000円で全体の28.2%、国庫支出金が17億3,723万3,977円で24.4%、繰越金が8億4,338万1,500円で11.9%、県支出金が8億30万643円で11.2%、村税が7億2,840万8,019円で10.3%、村債が5億2,660万8,000円で7.4%となり、自主財源は18億2,555万4,185円で25.8%、国・県などへの依存財源は52億9,088万471円で74.2%となっています。

歳出については、住民福祉の充実を目指すとともに経費の節減に努める一方、投資的事業の計画的な執行をはじめ、新型コロナウイルス感染症に対応するため、感染拡大の防止による村民の安全・安心の確保と社会・経済活動の回復に向けた取組を講じた結果、歳出合計は67億4,549万8,451円となりました。

歳出の主なものは、総務費が18億1,770万5,885円で全体の26.9%、教育費が10億5,198万618円で15.6%、民生費が10億921万2,590円で15.0%、農林水産業費が7億4,132万6,779円で11.0%、衛生費が6億8,773万8,989円で10.2%、公債費が3億6,596万5,176円で5.5%、災害復旧費が2億8,983万5,600円で4.3%、土木費が2億4,466万2,286円で3.6%となっております。

令和2年度は、歳入歳出差引額で3億7,093万6,205円となり、翌年度へ繰り越すべき財源3,408万9,000円を除くと、実質収支は3億3,684万7,205円となりました。

次に、認定第2号 令和2年度玉川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入歳出予算現額7億1,822万8,000円に対し、収入済額7億3,372万5,108円、支出済額6億4,277万1,265円となり、歳入歳出差引残金は9,095万3,843円となりました。

歳入の主なものは、国民健康保険税で1億2,662万1,160円、県支出金4億5,783万1,788円となっております。

一方、歳出の主なものは、保険給付費で4億3,948万1,366円、国民健康保険事業費納付金1億7,988万7,243円となりました。

次に、認定第3号 令和2年度玉川村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入歳出予算額6億6,654万円に対し、収入済額6億6,659万3,355円、支出済額6億5,781万9,018円となり、歳入歳出差引残金は877万4,337円となりました。

歳入の主なものは、保険料で1億2,731万2,820円、国庫支出金で1億5,414万3,727円、支払基金交付金で1億6,837万9,888円、県支出金で9,726万7,748円、繰入金で1億53万8,260円となっております。

一方、歳出の主なものは、保険給付費で6億557万5,035円、地域支援事業費で3,536万

7,293円となっております。

次に、認定第4号 令和2年度玉川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入歳出予算現額6,197万6,000円に対し、収入済額6,198万8,571円、支出済額6,177万6,425円となり、歳入歳出差引残金は21万2,146円となりました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料で4,296万100円、一般会計繰入金で1,850万7,208円となっております。

一方、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金で5,861万4,208円となりました。

次に、認定第5号 令和2年度玉川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入歳出予算現額6億5,912万9,000円に対し、収入済額5億6,870万2,931円、支出済額5億6,413万230円で、歳入歳出差引額457万2,701円となり、翌年度に繰り越すべき財源4万6,000円を除いた452万6,701円の黒字決算となりました。

この特別会計は、農業集落排水事業川辺地区、竜崎地区、須釜地区処理場等の維持管理費及び玉川地区における排水管布設工事に係る事業費であります。

次に、報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。平成19年に施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和2年度決算における健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字であるため算定されておらず、実質公債費比率の3か年平均については10.8%、将来負担比率については36.8%となっており、いずれも早期健全化基準を下回っています。資金不足比率については、村が運営する上水道事業会計、農業集落排水事業特別会計について、いずれも資金不足となる会計がないため算定されておりません。

なお、本比率の算定につきましては、村監査委員の審査を受け、本定例会において報告をするものであります。

以上、提案いたしました議案について、その概要を説明いたしましたが、詳細につきましては担当課長より説明させますので、慎重にご審議の上、速やかなご議決をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（須藤利夫君） 村長の提案理由は、ただいまの説明のとおりです。

◎散会の宣告

○議長（須藤利夫君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

（午前10時36分）